

愛知県障害者差別解消推進条例見直しに係るヒアリングの結果について（概要版）**1 実施期間**

2021年10月1日から（継続実施中）

2 実施方法

団体指定場所での対面、リモート、県会議室での対面

3 参加団体（順不同）

- (1) 愛知県精神障害者家族会連合会
- (2) 愛知県自閉症協会つぼみの会
- (3) 愛知県知的障害者育成会
- (4) 愛知県難病団体連合会
- (5) 愛知県盲人福祉連合会
- (6) 愛知県聴覚障害者協会
- (7) 高次脳機能障害友の会みずほ
- (8) 愛知県身体障害者福祉団体連合会
- (9) 日本オストミー協会愛知支部
- (10) 愛友会
- (11) 愛知盲ろう者友の会
- (12) 愛知県重度障害者団体連絡協議会
- (13) 愛知県難聴・中途失聴者協会

4 主な意見（抜粋）**【合理的配慮の提供について】****(1) 合理的配慮の提供を求めたことや聞いたことはあるか。また、その内容や相手側の対応等はあるか。**

- ・コロナの接種会場で雨の日にタクシーで会場にいったところ、公共交通機関で来ることを呼びかけているため、駐車場がなかった。また、乗降スペースもなかった。交通機関で来る人のみの想定しかなかった。雨の中遠く離れた公道で降りるしかなかったため、車椅子の方が雨に濡れてしまった。柔軟な対応ができたのではないか。
- ・役所では、代筆が可能だが、金融機関、銀行や郵便局では、現在でも代筆が不可となっている。代筆は合理的配慮のひとつだと思う。
- ・あるバス会社では、車椅子の人がいると車椅子のスペース確保のために座っている人に立ってもらっている。また、車椅子の人が乗るのに時間がかかるが、乗客に待ってもらっている。そこで怒ったりする人はいない。社会の意識が変わってきたと思う。啓発が進んでいる。電車に乗り降りする際の車掌のスロープ設置の対応などについて社会的世論が作っていくものだが、時間がかかる。

- ・無人駅が増えている。切符を買い間違えた時などは、インターホンを押してくださいと書いてあるが、話せないので困る。ある駅では、聞こえない人のためのシステムがある。その駅には、モニターがついていてモニター越しにスマホを提示するなどの方法で伝達することができる。
- ・役所の主催する講演会に参加申込みをした際に事前に自身の障害について伝えてから参加した。しかし、講演会当日に座席などの配慮もなく、講演会途中で他の来場者から「通訳の声がうるさいので、静かにしてください。」と何度も苦情を言われ、その都度席の移動を繰り返さなくてはならなかった。講演会終了後職員へ苦情を申し出ると、謝罪されたが、今後どのように対応するのかなどの説明がなかった。
- ・大きな車椅子だとバス2席分のスペースが必要になる。あるバス会社が実際の車椅子の設置について検証してくれた。その後、乗車する前日か2日前に乗る時間をバス会社へ知らせれば、そのようにバスを運行してくれるようになった。その後何度か乗っていると、前にも乗ったことがある人だと認識され、実績もできたことで、やりとりもスムーズになった。

(2) 合理的配慮の提供を実現するために、最も障壁となることはなにか。また、障壁を乗り越えるために必要なことは何か。

- ・アパートを借りる時に大家の障害のある人に対する理解が不足している。
- ・事業所を作る過程で町内会に理解がなくて揉めて作れなかったことがあった。町内会で以前、障害のある人とトラブルが発生し、町内会の中で活動するのはよくないということになり、事業所が作れず、別の場所で作ることになった。
- ・いろんな人がいることをわかってほしい。外見からはわかりにくい障害もあることをわかってほしい。
- ・差別されているかどうか、自分では、なかなかわからない。また、もしわかっているとしても、上手く伝えることができない。
- ・職場の方々の理解がない。また、職場職員のスキルが不足している。
- ・障害特性として、ひとつのことを覚えるとひたすらやり続ける。そういった仕事ならできる。周りの方には、見守ってほしいし、そっとしておいてほしい。その子にとってのルーティーンがある。
- ・運転手は、車椅子を乗せるのに手間がかかるし、効率が悪い。乗せるのに手間がかかるので、手当が加算されるなどの何か制度が必要だと思う。
- ・当事者の立場にならないとわからない。スマートでかっこいい食器でも、障害のある方の立場に立って作っていないので、大変使い勝手が悪い。
- ・お互いに話し合っていこうという姿勢が大事だと思う。
- ・周りから、よくわからない人が来たぞというように、恐る恐る接してくる。
- ・法律があると、法律があるから仕方なくやるということに繋がる、本当は、なくても分かり合うことが大事だと思う。
- ・社会全体は、差別だと思っていない。それは、社会全体の問題である。インクルーシ

ブ教育など小さいころから学ぶといい。自然と障害者が社会に溶け込んでいけるといい。障害者に対して知らないことが多い。家族とかクラスの中に障害者がいれば当たり前であり自然なこととして受け止められる。

- ・お互いに知り合うということが大事。初めてだと障害のことがわからないのでためらいもあると思う。まずは、その人自身を知ることだと思う。人間関係の礎をつくること。研修をやらないといけない。
- ・同じ事をついつい聞いてしまう障害であって、相手の対応によって心が折れてしまう。また、突然怒り出す障害などもある。本人は、正義感から正しいと思ってしていることでも、世間ではそれくらいならいいかと思っていることが、本人としては許せなかつたりする。それで手を出してしまうことなどある。社会的に孤立を引き起こす原因となる。そんな時に間に入って調整してくれる人が必要だ。
- ・専門機関と当事者との連携が必要だ。そうすればリスクもある程度回避できる。
- ・教育現場から理解を深めてもらうことが必要だと思う。

【障害者の定義について】

(1) 障害者差別の定義（関連差別、間接差別等）について、知っていることや事例等はあるか。

- ・一人一人の違いが大きいので定義することはできない。一人一人違うところをみてほしい。
- ・定義には、難病を入れてほしい。
- ・差別の定義がしっかりしていないと意味がない。

【愛知県障害者差別解消推進条例について】

(1) 愛知県障害者差別解消推進条例の施行後（平成28年4月1日）の取組はあるか。

- ・12月3日から9日の障害者週間では、啓発ティッシュを配布している。4年やっている。今年も予定をしているところだ。相手に理解してもらえないなら、こちらから出て行って知って、もらう。
- ・差別に特化したものではないが、リーフレットを作成・配布し障害理解に努めた。

(2) 障害者差別に係る相談窓口等の有無及び相談実績はあるか。

- ・障害者差別の相談は特にない。差別の相談があった場合は、市町村や県の窓口を紹介している。
- ・団体に差別相談窓口はない。ただ、会員からメールで相談が届くことが多い。

(3) その他愛知県障害者差別解消推進条例に盛り込むべき事項はあるか。

- ・行政や周囲の関係者などの協議の場などの仕組みを作ることが大事だ。問題が発生した時にすぐに飛んでいける解決組織が必要だと思う。

- ・事例を取り上げて研修してほしい。聞くだけの講義では、何も身につかない。
- ・研修は、現場で直接関わる人にやってほしい。窓口対応の人など。ワークショップは必須である。
- ・県の相談窓口について、どこにあるのかわからない。一応、HP などにはのっているようだが周知されていない。相談窓口はここですというような看板が掲げていないのではないか。相談窓口に対応できる職員はいるのか。市町村は、相談を受けるという意識がない。名古屋市には、相談を受け付けるセンターがしっかりしている。やはり市町村でしっかり相談出来る体制を作らないといけない。職員も相談窓口研修などをうけて「差別とは何か」を考えられる職員の配置をして、しっかり対応してほしい。
- ・行政にもいろいろ手伝ってほしい。できることからやっていきたい。お金がなくても必要なことがある。お金をかけずにやれることもある。
- ・相談窓口の拡充をお願いしたい。昼間だけではなく24時間やってほしい。